

忠霊塔(仮称)建設実現方法(案)

一 福生町に於ける 西南役以降大東亜戦争に至る戦争又は事変のため
散華した戦没者の霊を祀る忠霊塔を町が中心となつて各種団体の
協力に依り一般町民に呼びかけて之が建設を図る

一 忠霊塔建設実現のため建設委員会を設置する尚委員中より常任委
員を送任する委員は町長之を委嘱する

委員送任の範囲

町議会議員(五) 町会長(三) 郷友会(四) 遺族会(三)
青年団 (三) 婦人会(三)

備考

団体送任委員は部落長以上の役員とする

括弧内は常任委員の数を示す

一 忠霊塔建設に要する経費は町費の外一般寄付金を募集する

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓			✓
船水甚平	村尾種吉	野島 毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
✓	✓	✓		✓		✓			✓		✓	✓
高橋彦市	田村利一	西村 節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅恭輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

福生町議會議員名簿(昭和27年6月28日定臨協會)

天月 = 十 = 三 = 四

所
品
識
念

夏期手当につて

一議長
六月七日議長会の席上、この件につき提案されたが、議長副議長のみでは決論が
出さなかつた。次で六月十三日、西村組員組合長、水町組員組合、奈良組員より
決議者の提言を述べた。

請願書及決議書を朗読

十一日の議長の席に最初、五、五次で一月分の話がまたが決議のちす。六月十一日の都
の議長会の席にて南北部は前男連と並行するとの意見をいひ未決定であつた。
二十日午後八時との合同会議での結論は、各公認議員が五であるので同じ
にする方がよいとの話であつたが、五市の市長会では五で税金は買収してくわとの
ことをいひ未だ未決定である。

総局
 市は除き町村は
25
 以内
 の
 語
 論
 が
 あ
 る
 。

一町長
五家の役員は官報により、町と一は漱長の説明により、承知と思ふが町
と一は持株の事情もあり、原化することもあるが、五市の課長

考慮されるよう願う。

貴井 職員が一時席をはずされ下の方かよ、と思うが

その儘でよいとの声が多数あり

町長 各家の職員の場合、本添、初め地手当(三五%)被差手当の合計の五である。

六ヶ月未満は三〇%、三ヶ月未満は一五たであつた。

五市の場合、税金は何等か別の形で出すようにしたことであつた。市長と市職との

交渉は要結したようである。

西村 夏賃手当は生活給として支給する傾向であり、地方の職員の手給は、一般的

に低い。又これを政治的に利用させるのは愛憎である。

又町の形態がうーも市に近いものであり、市の場合には形態がねつて、この

事業の負担も軽い。町の場合には負担も重なり、この面よりして、

市と同等の給与を支給するのは適当と考える。

船木 西村議員の方と同調として昨午なほ大五倍位だと思つたが、本手もその位は

給して下、と思う。

中野 題額でどれ位になるか

町長 二〇〇何位になる。(祝賀)

西村 職員に市以上の望みがあると、思うが色々の面より、考えて市と同等程な

と、職員の滞納整理等に奮起する必要がある、か、よ、と思う。

田福 仙町村との割合に於て支給した。

貴井 町民中に掃くすると理解の差もあり、その点も考へる必要がある。

昨午特殊事情を考へて七割を減した。本手は特殊事情を考へる、いで

受けてことであつたが、私としては決定は議会でするので、その席では決定出来

ない。且申述べたので、その点について、よ、方考へて頂きたい。

貴井 決定を見る迄の段階が相当な考慮を要する、と思う。

西村 市と同等ならば、納得出来得るか。

町長 されうらば、納得出来得るか。

貴井 青森市と福井との待遇は違ふか。

町長 青森市の場合の方が高い、と思う。

議
長

考、梅市の主事詰と
福古の書記、書記補詰と説明、

西
耐

五万円で
恥負、腐起
とうなかし得
たらば易い
と思う。

生活の面より病室は前心部と同等以上であり市並でゆくべきである。

呵
長。

税金の面では課長の課で二割、扶養家族の「あり」で一割五分、扶養家族の「あり」で一割五分ある。

~~雪~~
 下

最終的には市の線に決定するものとして、その段階に於て審議をいん重にさせたい
 と思うのである。

7	
1	

懇親委員会に付託したかどうか

田福

議長 何長の責任に於て市並に決定するよう努力されたい

瀬

町民の代表として、発言するが、地方公務員の停給は、安いとは思ひ、事務的、因
ず、交渉して、ある点がある。滞り込みについて、二十五年度の分の整理出来て、状
態である。職員の手配、届起と願ひ。

嘉平

謝会して堅く決意をうゑかして恥負と命を
 守りて下れたい

村
禮

滞納処理の法に準據して徹底してやうとする

11

萬三

しほのりゝで引締めておすべしである。

西
寸

町とは形の上では同じであるも實價に於ては低いと思ふ。

高三

の受取の買組の多一と云ふとは認めるが言度として色々あると思ふ

西
寸

「村に先が「て」
 くるミと「他」
 「村」
 言「て」
 と行方と
 思ふ

付禮

論の大分下つて議長会の諒解を得て決定して頂きたい

15. 22

市に准ずることにして

議長

手紙に「つては各位の意見と秘んで議長会の理解と得るに——た」

夫文事

入天の夏季手書につて

町長

丁亥五月
東坡居士
月荒

七

下
是
入
家
士
氣
昌
子
的
反
者

10

手書

卷之五

四の貸付.

五

七月十五、十六日

•

四町村中、青森がどうかするとのことであったので、連絡するが、決意はしている、
とのことであった。

村長 昨子爵の前泊舎で貸付けたのは返済されたか。
町長 二人未解決あり。一人は刑務所、一人は退却している。

村長 全員の陳情も、その点に留意はしているようであった。
雨天の際の支拂はするか。

町長 雨天の讀まききは労働局より指示があり、全額を拂っている。
手当は雇傭関係がなによりで、おせなうと思うが。

高三 隠当を要するものは何か、やりたい。
思想的な面で伝統的な運動はするが。

町長 目立ったものはない。
西村 最近の動きは、政治的な面がある。し、作事もよくやっている。何とかが考えてやりたい。

青森、松と、端穂の状況を見ても、どうだろうか。
議長 他、方面と連絡して、理事者に然るべく、取計らるよう願う。

町長選挙について

町長 衆院の町長選挙のさきか、町長と町長の選挙の前にもあり、六月二十八日に
都選管の主催で講演と映画の会を催すことになった。

町長選挙の時期も、後湯選管、共、七月十九日、たうよいと思うと話合が、つづ
いるので、六月二十九日に告示することになると思う。

某新聞に町長の辞職について、一年以上たつて辞職したのは、選挙上げで選挙
をける、などとのことがあったが、町長の場合には選挙上げで選挙はする、ので誤解

されるよう望む。当任期は、当選後四年である。
黒松家の場合、三月十日に告示すると町長とすると、

町長 然り。
町長 町長は既に実施する予定である。

町長 町長は既に実施する予定である。
町長 町長は既に実施する予定である。

町長 町長は既に実施する予定である。
町長 町長は既に実施する予定である。

視察一

多ク人民報より中元の広告とありて是れとのことであつたが意見可とうふ
るべく整理するよう努む

田福

議員一同として掲載しよふことにする

自由意見を出すのはよいとする

打種

基地関係の固定資産の件はどうなつたか

町長

町長より前回の話以後何事の動きはない

船木

教員住宅の事、後の結果の報告はあるかどうなつたか

顧問長

教育委員は書類の報告した

前協会の際委員付託となり教育委員会の品評を得て、三五月間、田中不工が清
員、大田が完成し引越して改めた

夏井

引越について委員長が立会はずかつたとの話であつたが

総謀長

田中不工が本人の話で委員長は承認してゐることであつたので改めて
通知したかつた

船木

熊川。教員住宅が破壊が甚しといつてあり修理もされた

総謀長

おぞに先主が引越した後は後場りも通知なく修理も予定したか出来なかつた

瀬子

増毛先生が引越したかその際は何事のお礼の話もある

野島

丹波の駐在所の破壊してゐるつて修理をして頂きたい

終了

大崎 四十四分

東江村前多風林前坐睡後地

三、事項
交番設置について
その他

追々協議会終了後町長送迎会を兼ねますから
新席の旨いよう様にお知らせ申します。

昭和二十七年七月三十一日

福生町議会 田村利

殿

協議会開催
K
つ
へ
て

記

一日 晴
七月二十四日 午後二時

二坊所
福生町役場

三事項
交番設置
その他

追々協議会終了后町長送迎会を開きますから
 歓席のなにより招待願ひ申上げます

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
船木甚平	村尾種吉	野島毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
高橋彦市	田村利一	西村節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

福生町議會議員名簿(昭和27年7月24日定臨協會)